平成二十一年厚生労働省令第七十五号

施行規則 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次 規定を実施するため、ハンセン病問題の解決の促則第十条の規定に基づき、並びに同法第十九条の 進に関する法律施行規則を次のように定める。 成二十年法律第八十二号)第十五条第三項及び附 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平

第一章 条—第六条) ハンセン病療養所退所者給与金 (第

ハンセン病療養所非入所者給与金 特定配偶者等支援金(第七条—第十四 (第

十五条—第二十三条)

第五章 第四章 雑則 (第二十五条) 親族に対する援護(第二十四条)

第一章 ハンセン病療養所退所者給与金

(退所者給与金の額) 4

その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応 う。) は、月を単位として支給するものとし、 の章及び次章において「退所者給与金」とい 定するハンセン病療養所退所者給与金(以下こ 律(以下「法」という。)第十五条第一項に規 じ。)をいう。以下同じ。)が一人である場 条第一項に規定する退所者をいう。以下同 項の規定により認定を受けた退所者(法第八 同一の世帯に属する認定退所者(次条第一 それぞれ当該各号に掲げる額とする。 ハンセン病問題の解決の促進に関する法

百円を加えた額を当該世帯に属する認定退所 する認定退所者の数を乗じて得た額に七万五 である場合 十万五千六百円に当該世帯に属 者の数で除して得た額 同一の世帯に属する認定退所者が二人以上

十七万六千百円

た額を加算した額とする。 を当該世帯に属する認定退所者の数で除して得 かかわらず、同項に規定する月額に一万六千円 支給する退所者給与金の月額は、前項の規定に 扶養するときの当該世帯に属する認定退所者に る者を含む。以下同じ。)又は一親等の尊属を ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ が、認定退所者でない配偶者(婚姻の届出をし認定退所者の属する世帯において認定退所者

3 年四月一日以後に国立ハンセン病療養所等 -四月一日以後に国立ハンセン病療養所等(法認定退所者の属する世帯において、平成十四

> 等をいう。以下同じ。)を退所した認定退所者 ぞれ当該各号に掲げる額を加算した額とする。 認定退所者に支給する退所者給与金の月額は、 者」という。) があるときの当該世帯に属する 第二条第二項に規定する国立ハンセン病療養所 に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ においては、同項の規定による加算後の額) に規定する月額(前項の規定の適用がある場合 第一項の規定にかかわらず、相当の期間、同項 (以下この項及び次項において「新規認定退所 である場合 八万八千円を当該世帯に属する 同一の世帯に属する新規認定退所者が一人

以上である場合 五万二千九百円に当該世帯 認定退所者の数で除して得た額 に属する新規認定退所者の数を乗じて得た額 同一の世帯に属する新規認定退所者が二人

前項の規定は、新規認定退所者が次のいずれ る認定退所者の数で除して得た額 に三万五千百円を加えた額を当該世帯に属す

かに該当する場合には、適用しない。 該当しなくなったことがある場合 つ、退所者給与金が支払われた後に退所者に 生活の実態に照らして、平成十四年四月一 退所者給与金が支払われたことがあり、 か

第二条 退所者は、退所者給与金の支給を受けよ が認めた場合 立した日常生活を営んでいると厚生労働大臣 前に主に国立ハンセン病療養所等の外で自

うとするときは、次に掲げる事項を記載した請 求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及 び退所者給与金の額について、認定を受けなけ ればならない。 請求者が入所していた国立ハンセン病療養 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

三 請求者が入所していたすべての国立ハンセ ン病療養所等の名称 療養所等において用いていた氏名 ていた場合にあっては、当該国立ハンセン病 所等において前号の氏名と異なる氏名を用い

Ŧī. それぞれ入所した年月日及び退所した年月日 る。 での間に行う場合にあっては、前々年とす 請求者の前年(当該請求を一月から五月ま 前号の国立ハンセン病療養所等について、 額をいう。 (第五条第三項の規定により計算した所得 第五条第一項において同じ。)の所得の 以下この章において同じ。)

> 等の尊属(当該配偶者及び一親等の尊属が二 月日、請求者との続柄及び住所) 第三号において同じ。)の氏名、性別、生年 している場合にあっては当該配偶者又は一親 退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養 親等の尊属を扶養しているか否かの別(認定 人以上ある場合は、その全員。第六条第二項 請求者が、認定退所者でない配偶者又は

合又は認定の請求をしている場合にあって は、当該他の退所者の氏名、性別及び生年 が、第一項の規定により認定を受けている場 請求者と同一の世帯に属する他の退所者

者にあっては、当該金融機関の名称及び預金 通帳の記号番号 金融機関の預金口座への払込みを希望する

第十四項に規定する銀行代理業をいう。)の行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条 び所在地 ては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及 する者(前号に規定する者を除く。)にあっ 業務を行うものをいう。)(以下「郵便貯金銀 便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀 を行う日本郵便株式会社の営業所であって郵 二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務 郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第 貯金銀行をいう。以下同じ。) の営業所又は 法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便 行の営業所等」という。)での払渡しを希望 郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年 2

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えな ればならない。 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる

退所した年月日を明らかにすることができる 事項を証明することができる書類 請求者が最後に国立ハンセン病療養所等を 請求者の生存を証明することができる書類

兀 長(特別区の区長を含む。以下同じ。) の証』 前項第五号に掲げる事項についての市町村 明

Ŧi. とができる書類 前項第六号に掲げる事項を明らかにするこ

者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明す 民票の写しその他の同号に規定する他の退所 ることができる書類 前項第七号に規定する場合にあっては、住

3 と認めたときは、その書類の添付を省略させ、 において、厚生労働大臣は、特別な事由がある t 第一項の規定により請求書を提出すべき場合 金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明 らかにすることができる書類 前項第八号に規定する者にあっては、

支給要件に該当しなくなった後再びその要件に を求めることができる。 に至った後の期間に係る退所者給与金の支給を 該当するに至った場合において、その該当する 第一項の認定を受けた者が、退所者給与金

受けようとするときも、前三項と同様とする。

(支給期間等)

又は認定に係る審査のために必要な書類の提出

第三条 退所者給与金の支給は、前条第一項の規 消滅した日の属する月で終わる。 月から始め、退所者給与金を支給すべき事由 定による認定の請求があった日の属する月の翌 退所者給与金は、毎年二月、 四月、六月、 八

に百円未満の端数があるときは、 までの分を支払う。 に百円未満の端数があるときは、その端数は切退所者給与金の額の計算においては、その額

月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月

り捨てるものとする。 (退所者給与金の額の改定)

第四条 認定退所者に退所者給与金の月額を変更 の翌月から退所者給与金の額を改定する。 を除く。)は、その事実が生じた日の属する月 すべき事実が生じたとき(次項に規定する場合

を扶養しているか否かの別及び認定退所者の前者が認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属 額とする。次条第一項において同じ。)に応じ が二人以上である場合にあっては、そのすべて 年の所得の額(同一の世帯に属する認定退所者 所者に支給する退所者給与金の額を改定する。 当該世帯に属する認定退所者の数で除して得た の認定退所者の前年の所得の額を合算した額を (退所者給与金の支給の制限等) て、その年の八月から当該世帯に属する認定退 認定退所者の属する世帯において、認定退

第五条 認定退所者の前年の所得の額が第一条の た額に十分の五を乗じて得た額に相当する部分 規定による退所者給与金の額に十二を乗じて得 う。) の支給をその年の八月から翌年の七月 (以下この項において「支給停止相当額」と 退所者給与金の額に十二を乗じて得た額を減じ た額を超えるときは、前年の所得の額から当該

(以下この項において「基本所得

4 前条第二項及び前項に規定する所得は、地方与金の全部の支給を停止するものとする。 与金の全部の支給を停止するものとする。 退所者給与金の額以上であるときは、退所者給では停止する。ただし、支給停止相当額が当該

2 前条第二項及び前項に規定する所得り項の所得とする。 の所得とする。

る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係 給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所規定により計算した金額とを合算した額を当該 並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額 る法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条 得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す 例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所 において準用する場合を含む。)に規定する特 四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項 に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第 第十六条第二項において準用する場合を含む。) 四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び 税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十 の所得に対する相互主義による所得税等の非課 先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等 額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する 三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 得の金額の合計額として計算するものとする。) 下回る場合には、零とする。)と同項第二号の ら十万円を控除して得た金額(当該金額が零を 項第一号の規定により計算した金額の合計額か 定により計算した金額及び同法第三十五条第一 を有する場合には、同法第二十八条第二項の規 十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得 十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三 税法第三十二条第一項に規定する総所得金額 する年度分の道府県民税(以下この項において 「当該年度分道府県民税」という。)に係る地方 退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附 前条第二項及び第一項に規定する所得の額 その所得が生じた年の翌年の四月一日の属 (昭和四十年法律第三十三号) 第1 4

- 「食をまずか重けでされている、也でもような不所得額からそれぞれ控除するものとする。当する者については、当該各号に掲げる額を基額」という。)とする。ただし、次の各号に該

額に相当する額 額に相当する額 類に相当する額 では、当該雑損控除額、医療費控除額、小規 第十号の二に規定する控除を受けた者につい 第十号の二に規定する控除を受けた者につい 三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は 三十四条第一項第一号、第二号、第四号又は

は では では では であるときは、四十 と者については、その控除の対象となった障 に者については、その控除の対象となった障 に者については、その控除の対象となった障 三十四条第一項第六号に規定する控除を受け 三十四条第一項第六号に規定する控除を受け 三十四条第一項第六号に規定する控除を受け

た者については、二十七万円三十四条第一項第八号に規定する控除を受け 3三 当該年度分道府県民税につき、地方税法第

五 当該年度分道府県民税につき、地方税法第受けた者については、三十五万円三十四条第一項第八号の二に規定する控除を四 当該年度分道府県民税につき、地方税法第

ついては、当該免除に係る所得の額則第六条第一項に規定する免除を受けた者に則第六条第一項に規定する免除を受けた者にへいては、二十七万円た者については、二十七万円

認定退所者が死亡した場合において、その死

とができるものとする。この場合において、退 その未支払の退所者給与金を、その者の配偶 亡した者に支払うべき退所者給与金で、まだそ 位者が二人以上あるときは、その全額をその一 よる。ただし、退所者給与金を支払うべき同順 者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序に うことができるものとし、支払うべき遺族がな の者に支払っていなかったものがあるときは、 (届出) 人に支払うことができるものとする。 所者給与金を支払うべき遺族の順位は、配偶 いときは、当該死亡した者の相続人に支払うこ していたもの(以下「遺族」という。)に支払 て、その者の死亡の当時その者と生計を同じく 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であっ 6

しなければならない。
を文払期月の前月の一日
第六条
認定退所者は、各支払期月の前月の一日
第六条
認定退所者は、各支払期月の前月の一日
第六条
認定退所者は、各支払期月の前月の一日

E所 - 認定退所者の氏名、性別、生年月日及び

二 認定退所者の前年の所得の額

求者との続柄及び住所) は一親等の尊属の氏名、性別、生年月日、請は一親等の尊属の氏名、性別、生年月日、請を扶養している場合にあっては当該配偶者又を決養している場合にあっては一親等の尊属は一親等の尊属を扶養しているか否かの別は一親等の尊属を扶養しているか否かの別は一親等の尊属を扶養しているか否かの別は一親等の尊属を扶養しているか否かの別は一親等の尊属を扶養しているか否は個者又一認定退所者が、認定退所者でない配偶者又

の者の氏名、性別及び生年月日 る他の認定退所者がある場合にあっては、そ四 届出をする認定退所者と同一の世帯に属す

| 前項の現況届には、次に掲げる書類を添えな

事項を証明することができる書類 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる

二 前項第二号に掲げる事項についての市町村

三 前項第三号に掲げる事項を明らかにするこ長の証明書

認定退所者は、次に掲げる事項が生じたときとができる書類 - 前項第三号に掲ける事項を明らかにするこ

生労働大臣に届け出なければならない。 は、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らかは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明らか

届け出なければならない。 しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に も金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等を変更 を認定退所者は、払渡しを受けることを希望す

の支給を一時差し止めることができる。規定による届出をしないときは、退所者給与金認定退所者が、第一項、第二項又は第四項の

第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金 第二章 特定配偶者等支援金

(特定配偶者等支援金の額)じ。)をした配偶者の父母を除く。)をいう。婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同

第八条 法第十五条第二項に規定する特定配偶者等支援金(以下この章及び次章において「特定配偶者等支援金(以下この章及び次章において「特定配偶者等支援金」という。)は、月を単位とし配偶者等支援金(以下この章及び次章において「特定配偶者等(以下この章及び次章において「特定でが、当該各号に掲げる額とする。

当該額が零を下回る場合には、零とする。)う。以下同じ。)の月額を減じた額(ただし、う。以下同じ。)の月額を減じた額(ただし、方。以下同じ。)以外の者 十二万八千円う。以下同じ。)以外の者 十二万八千円う。以下同じ。)以外の者 十二万八千円う。以下同じ。)以外の者 十二万八千円 お定非入所者給与金 (第十八条第一項に別定によう。以下同じ。)をい規定する非入所者(第十八条第一項に別定により認定を受けた非入所者(第十八条第一項の規定により認定が零を下回る場合には、零とする。)

て、認定を受けなければならない。
て、認定を受けなければならない。
で記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、そを記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び特定配偶者等は、次に掲げる事項

二 死亡した認定退所者の氏名 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

| 三 死亡した認定退所者と請求者との続柄

年月日及び住所並びに当該認定退所者との年月日及び住所並びに当該認定退所者と開、生る一親等の尊属が二人以上あるときは、請求て、死亡した認定退所者に特定配偶者等であ五 請求者が一親等の尊属である場合におい四 請求者が認定非入所者であるか否かの別

七 金融機関の預金口座への払込みを希望する所得の額をいう。以下この章において同じ。)の額(第十三条第四項の規定により計算したでの間に行う場合にあっては、前々年とすでの間に行う場合にあっては、前々年とす 請求者の前年(当該請求を一月から五月ま

する者(前号に規定する者を除く。)にあっ八 郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望

者にあっては、当該金融機関の名称及び預金

通帳の記号番号

ては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及

2 前項の請求書には、 ればならない。 次に掲げる書類を添えな

事項を証明することができる書類 請求者の生存を証明することができる書類 認定退所者の死亡を証明することができる 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる

長の証明 前項第六号に掲げる事項についての市町村 2

らかにすることができる書類 金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明 前項第七号に規定する者にあっては、当該

3

て、認定退所者と生計を共にしていた事実を六 請求者が認定退所者の死亡の当時におい 証明することができる書類

が遺言により支給を受ける一親等の尊属であ全員の同意書。ただし、死亡した認定退所者 る特定配偶者等を別に定めた場合は、この限 姻の事実を証明することができる書類 属であるときは、当該認定退所者に配偶者が請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊 属であるときは、請求者以外の特定配偶者等 存在しない事実若しくは配偶者の死亡又は婚 請求者が死亡した認定退所者の一親等の尊 2

と認めたときは、その書類の添付を省略させ、 を求めることができる。 又は認定に係る審査のために必要な書類の提出 において、厚生労働大臣は、特別な事由がある 第一項の規定により請求書を提出すべき場合

当するに至った後の期間に係る特定配偶者等支 援金の支給を受けようとするときも、前三項と 要件に該当するに至った場合において、その該 援金の支給要件に該当しなくなった後再びその 第一項の認定を受けた者が、特定配偶者等支 3

等が特定配偶者等支援金の支給を受けようとす 認定特定配偶者等が死亡し、他の特定配偶者 第一項から第三項までと同様とす

4

(特定配偶者等支援金の転給の請求)

第十条 認定特定配偶者等が一年以上所在不明で 等支援金の支給の申請を行うことができる。 ているときは、他の特定配偶者等が特定配偶者 特定配偶者等支援金の支給を一年以上停止され ある場合であって第十四条第六項の規定により 支払うべき遺族の順位は、配偶者、 る。この場合において、特定配偶者等支援金を

2 ところにより認定を受けなければならない。 を受けようとする特定配偶者等は前条に定める (支給期間等) 前項の規定により特定配偶者等支援金の支給

第十一条 特定配偶者等支援金の支給は、第九条 支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わ する月の翌月から始め、特定配偶者等支援金を 第一項の規定による認定の請求があった日の属

の前月までの分を支払う。 特定配偶者等支援金は、毎年二月、 八月、十月及び十二月の六期に、 それぞれ 四月、六

数は切り捨てるものとする。 その額に百円未満の端数があるときは、その端 特定配偶者等支援金の額の計算においては、

(特定配偶者等支援金の額の改定)

第十二条 認定特定配偶者等に特定配偶者等支援 に規定する場合を除く。)は、その事実が生じ 金の月額を変更すべき事実が生じたとき(次項 の額を改定する。 た日の属する月の翌月から特定配偶者等支援金 3

する特定配偶者等支援金の額を改定する。 (特定配偶者等支援金の支給の制限等) て、その年の八月から当該特定配偶者等に支給 認定特定配偶者等の前年の所得の額に応じ

第十三条 認定特定配偶者等の前年の所得の額が する。 額」という。) の支給をその年の八月から翌年 る部分(以下この項において「支給停止相当 の額から百五十三万六千円を減じた額に相当す 百五十三万六千円を超えるときは、前年の所得 配偶者等支援金の全部の支給を停止するものと 額が百五十三万六千円以上であるときは、特定 の七月までは停止する。ただし、支給停止相当

2 の所得について適用する。 第五条第二項の規定は、前条第二項及び前項

その死亡した者に支払うべき特定配偶者等支援 金で、まだその者に支払っていなかったものが 項の所得の額の算定について適用する。 た者の相続人に支払うことができるものとす を、その者の遺族に支払うことができるものと あるときは、その未支払の特定配偶者等支援金 し、支払うべき遺族がないときは、当該死亡し 第五条第三項の規定は、前条第二項及び第一 認定特定配偶者等が死亡した場合において、

> 特定配偶者等支援金を支払うべき同順位者が一 うことができるものとする。 人以上あるときは、その全額をその一人に支払 祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、

第十四条 認定特定配偶者等は、各支払期月の前 月の一日から二十日までの間に、氏名、性別、 生年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大 臣に提出しなければならない。

2 らない。 までの間に、厚生労働大臣に提出しなければな した現況届を、毎年八月十二日から九月十一日 認定特定配偶者等は、次に掲げる事項を記載

及び住所 認定特定配偶者等の氏名、性別、生年月日

二 認定特定配偶者等の前年の所得の 額

前項の現況届には、次に掲げる書類を添えな ればならない。

二 前項第二号に掲げる事項についての市町村 事項を証明することができる書類 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる

4 旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 明らかにすることができる書類を添えて、その たときは、遅滞なく、当該事項が生じたことを 認定特定配偶者等は、次に掲げる事項が生じ 長の証明書 氏名又は住所を変更したとき。

5 を変更しようとするときは、その旨を厚生労働 希望する金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等 大臣に届け出なければならない。 認定特定配偶者等は、払渡しを受けることを 特定配偶者等に該当しなくなったとき。

6 偶者等支援金の支給を一時差し止めることがで 四項の規定による届出をしないときは、特定配 認定特定配偶者等が、第一項、第二項又は第

(非入所者給与金の額) 第三章 ハンセン病療養所非入所者給与金

第十五条 非入所者給与金は、月を単位として支 る認定非入所者の区分に応じ、それぞれ当該各 給するものとし、その月額は、次の各号に掲げ 号に掲げる額とする。 ては、前年度)分の地方税法の規定による市 (当該請求を四月又は五月に行う場合にあっ 定による認定の請求を行う月の属する年度 市町村民税非課税者(第十八条第一項の規

> 三百九十円 く。)をいう。)である認定非入所者 七万千 おいて同法の施行地に住所を有しない者を除 含むものとし、当該市町村民税の賦課期日に ころにより当該市町村民税を免除された者を って課する所得割を除く。)が課されない者 むものとし、同法第三百二十八条の規定によ (市町村(特別区を含む。) の条例で定めると

三千六百八十円 前号に掲げる者以外の認定非入所者

2 帯に属する認定非入所者の数で除して得た額を 与金の月額は、前項の規定にかかわらず、 帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給 所者が、認定非入所者又は認定退所者でない 加算した額とする。 に規定する月額に一万四千九百四十円を当該世 偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該 認定非入所者の属する世帯において認定非入 同項

3 援金を除く。)を受けることができる場合に 号)を除く。)に定める扶助(特定配偶者等支 律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四 定に基づき算定した援護加算の額を当該世帯に 項第二号に規定する月額に第十七条第一項の規与金の月額は、第一項の規定にかかわらず、同 帯に属する認定非入所者に支給する非入所者給 態にあると厚生労働大臣が認めるときの当該 給付(以下「援護加算」という。)を要する状 所者が、生計困難のため、援護のための金銭 おいては、その法律の定めるところによる。 属する認定非入所者の数で除して得た額を加算 (非入所者給与金の額の自動改定) いては、その受けることができる扶助の限度に した額とする。ただし、当該認定非入所者が法 認定非入所者の属する世帯において認定非入

第十六条 非入所者給与金 (援護加算を除く。) た年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至 規定による非入所者給与金の額の改定の措置が 均の全国消費者物価指数(以下この条において の額については、総務省において作成する年平 該非入所者給与金の額を改定する。 た比率を基準として、その翌年の四月以降の当 講じられたときは、直近の当該措置が講じられ った場合においては、その上昇し、又は低下し 「物価指数」という。)が平成二十年(この条の

(援護加算の額の算定等)

第十七条 援護加算の種類、 護加算に関し必要な事項については、 範囲、程度その他 ハンセン

町村民税(同法の規定による特別区民税を含

加算者」という。)が」と、同条第七項及び第を受けている者(以下この条において「被援護 号)に定める扶養義務者をいう。)又はその他 算者」と、第二条第一項中「要援護者、その扶加算」と、「要援護者」とあるのは「要援護加 ことができる。 の認定及び実施に関する事務の一部を委託する 般社団法人又は一般財団法人に対し、援護加算 号)第二十二条に規定する社会福祉法人及び一 の同意を得た上で、」と読み替えるものとする。 とあるのは「必要があるときは、要援護加算者 者に」と、同条第十項中「必要があるときは」 九項中「被援護者に」とあるのは「被援護加算 第七項中「被援護者が」とあるのは「援護加算 第十項中「決定」とあるのは「認定」と、同条 働大臣」と、同条第二項、第七項、第八項及び 第十項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労と、同条第二項、第四項、第七項、第九項及び の同居の親族」とあるのは「要援護加算者」 養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九 この場合において、「援護」とあるのは「援護 項及び第十三項を除く。)の規定を準用する。 定する援護に関する政令(平成二十一年政令第 病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規 二十二号)第一条及び第二条(第六項、第十二 厚生労働大臣は、必要があると認めるとき 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五 2

第十八条 非入所者は、非入所者給与金の支給を 受けようとするときは、次に掲げる事項を記載 受けなければならない。 資格及び非入所者給与金の額について、 した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給 認定を

請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

二項に規定する課税総所得金額をいう。 税総所得金額(地方税法第三百十四条の三第 る。第二十一条第一項及び第二十三条第一号 での間に行う場合にあっては、前々年とす において同じ。)の所得に基づき算出した課 請求者の前年(当該請求を一月から五月ま 以下

ない配偶者又は一親等の尊属を扶養している 請求者が、認定非入所者又は認定退所者で 3

か否かの別 請求者と同一の世帯に属する他の非入所者 第一項の規定により認定を受けている場

> は、当該他の非入所者の氏名、性別及び生年 合又は認定の請求をしている場合にあって

六 援護加算の開始又は変更の申請を行う者に あっては、職業及び援護加算の開始又は変更 を必要とする理由

者にあっては、当該金融機関の名称及び預金 通帳の記号番号 金融機関の預金口座への払込みを希望する

び所在地 ては、当該郵便貯金銀行の営業所等の名称及 する者(前号に規定する者を除く。)にあっ

前項の請求書には、次に掲げる書類を添えな

二 請求者が、前号に規定する者以外の者であ 期日を明らかにすることができる書類 和解をいう。)が成立している者である場合 を提起した裁判所名、原告の番号及び和解の にあっては、当該裁判上の和解に関し、訴え 二十八日付けの基本合意書に基づく裁判上の た者と国との間で合意された平成十四年一月 する裁判上の和解(ハンセン病の患者であっ 請求者が、現に国との間でハンセン病に関 3

とができる書類 る場合にあっては、医師の診断書その他のハ ンセン病を発病した年月日を明らかにするこ

三 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる 事項を証明することができる書

Ŧī. 前項第三号に掲げる事項についての市町村請求者の生存を証明することができる書類

とができる書類 前項第四号に掲げる事項を明らかにするこ

t 所者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明民票の写しその他の同号に規定する他の非入 することができる書類 前項第五号に規定する場合にあっては、 住

及び収入の調査に必要な書類 前項第六号に規定する者にあっては、 資産

九 らかにすることができる書類 金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を明 前項第七号に規定する者にあっては、当該

において、厚生労働大臣は、特別な事由がある 又は認定に係る審査のために必要な書類の提出 と認めたときは、その書類の添付を省略させ、 を求めることができる 第一項の規定により請求書を提出すべき場合

4

郵便貯金銀行の営業所等での払渡しを希望

ればならない。

2

偶者又は一親等の尊属を扶養しているか否かの入所者が認定非入所者又は認定退所者でない配 帯に属する認定非入所者の数で除して得た額と 別及び認定非入所者の前年の所得に基づき算出 する。第二十一条第一項及び第二十三条第一号 算出した課税総所得金額を合算した額を当該世 のすべての認定非入所者の前年の所得に基づき 非入所者が二人以上である場合にあっては、そ した課税総所得金額(同一の世帯に属する認定 認定非入所者の属する世帯において、認定非

(非入所者給与金の支給の制限等)

第二十一条 認定非入所者の前年の所得に基づき 額が第十五条の規定による非入所者給与金の月 の七月までは停止する。ただし、支給停止相当 額」という。)の支給をその年の八月から翌年 する部分(以下この項において「支給停止相当 分の百二十四とする。)を乗じて得た額に相当 第二項に規定する加算を受けているときは、百 百分の九十七(当該認定非入所者が、第十五条 ときは、当該金額から七十五万円を減じた額に 算出した課税総所得金額が七十五万円を超える

給を受けようとするときも、前三項と同様とす るに至った後の期間に係る非入所者給与金の支 の支給要件に該当しなくなった後再びその要件 に該当するに至った場合において、その該当す 第一項の認定を受けた者が、非入所者給与金 2

(支給期間等)

の規定による認定の請求があった日の属する月第十九条 非入所者給与金の支給は、前条第一項 事由が消滅した日の属する月で終わる。 の翌月から始め、非入所者給与金を支給すべき

2 月までの分を支払う。 八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前 非入所者給与金は、毎年二月、四月、六月、

切り捨てるものとする。 額に百円未満の端数があるときは、その端数は 非入所者給与金の額の計算においては、その

第二十条 認定非入所者に非入所者給与金の月額 る場合を除く。) は、その事実が生じた日の属 を変更すべき事実が生じたとき(次項に規定す る。 する月の翌月から非入所者給与金の額を改定す (非入所者給与金の額の改定)

> の一日から二十日までの間に、氏名、性別、生第二十二条 認定非入所者は、各支払期月の前月 に提出しなければならない。

2 3 査に必要な書類を添えなければならない。 にあっては、前項の届書に、資産及び収入の 認定非入所者が、援護加算を受けている場合

当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入 において同じ。) に応じて、その年の八月から 所者給与金の額を改定する。 所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養し

る 入所者給与金の全部の支給を停止するものとす 額に十二を乗じて得た額以上であるときは、非

位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉おいて、非入所者給与金を支払うべき遺族の順 全額をその一人に支払うことができるものとす 払うべき同順位者が二人以上あるときは、その 妹の順序による。ただし、非入所者給与金を支 だその者に支払っていなかったものがあるとき 死亡した者に支払うべき非入所者給与金で、 に支払うことができるものとする。この場合に き遺族がないときは、当該死亡した者の相続人 遺族に支払うことができるものとし、支払うべ は、その未支払の非入所者給与金を、その者の 認定非入所者が死亡した場合において、その ま

年月日及び住所を記載した届書を厚生労働大臣

現況届を、毎年八月十二日から九月十一日まで の間に、厚生労働大臣に提出しなければならな 認定非入所者は、次に掲げる事項を記載した

住所(援護加算を受けている場合にあって 認定非入所者の氏名、性別、生年月日及び これらに加えて、職業)

二 認定非入所者の前年の所得に基づき算出 た課税総所得金額 認定非入所者が、認定非入所者又は認定退

四 届出をする認定非入所者と同一の世帯に属 ているか否かの別

前項の現況届には、次に掲げる書類を添えな する他の認定非入所者がある場合において は、その者の氏名、性別及び生年月日

ければならない。 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる

二 届出をする認定非入所者の生存を証明する 事項を証明することができる書類

三 前項第二号に掲げる事項についての市町 ことができる書類

とができる書類 前項第三号に掲げる事項を明らかにするこ

かにすることができる書類を添えて、その旨を きは、遅滞なく、当該事項が生じたことを明ら Ŧi. 認定非入所者は、次に掲げる事項が生じたと 産及び収入の調査に必要な書類 援護加算を受けている場合にあっては、

5

厚生労働大臣に届け出なければならない。 したとき にあっては、これらに加えて、職業)を変更氏名又は住所(援護加算を受けている場合

非入所者に該当しなくなったとき。

に届け出なければならない 更しようとするときは、その旨を厚生労働大臣 する金融機関又は郵便貯金銀行の営業所等を変認定非入所者は、払渡しを受けることを希望

れかに該当する場合においては、その額の全部第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいず 又は一部を支給しないことができる。 認定非入所者の前年の所得に基づき算出し

第五項の規定による届出をしないとき。 認定非入所者が、前条第一項、第三項又は 一万四千円を下回るとき。 親族に対する援護

あったことを直接の原因として一時的に百四

た課税総所得金額が、法令に違反する事実が

第二十四条 る事項を記載した書面を提出して行わなければ現在地)を管轄する都道府県知事に、次に掲げ 条において「要援護者」という。)の居住地 申請は、援護を要する状態にある者(以下この ならない (居住地がないか、又は明らかでないときは、 (以下単に「援護」という。) の開始又は変更の 法第十九条第一項の規定による援護

又は現在地、職業及び申請者との関係要援護者の氏名、性別、生年月日、居住地

立ハンセン病療養所の名称及び要援護者との 者の氏名、性別、生年月日、入所している国 以下この号において同じ。)に入所している 項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。 (平成十一年法律第九十七号) 第十六条第一 国立ハンセン病療養所(厚生労働省設置法

三 援護の開始又は変更を必要とする理由

第二十五条 第一章から第三章までの規定につい ては、少なくとも二年ごとに再検討を加え、 必

要があると認めるときは、これを変更するもの

2

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

2規則(以下「促進法規則」という。) 第十三

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日 施行する。 から

する援護に関する省令の廃止) (らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定

第二条 らい予防法の廃止に関する法律第六条に 規定する援護に関する省令(平成八年厚生省令 第二十二号)は、廃止する。

省令第三七号) 則 (平成二二年三月三一日厚生労働

この省令は、平成二十二年四月一日から施行

省令第七三号) 則 (平成二二年五月二八日厚生労働

この省令は、平成二十二年六月一日から施行

省令第三六号) 則 (平成二三年三月三一日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日 施行する。 (経過措置) から

第二条 平成二十三年三月以前の月分のハンセン 額については、なお従前の例による。 項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金 病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二 (次項において「非入所者給与金」という。) の

2 条第一項ただし書の規定による非入所者給与金 行規則(以下「促進法規則」という。)第十三 令による改正後の促進法規則第七条の規定にか の支給の停止に係る非入所者給与金の月額につ か いては、平成二十三年七月までの間は、この省 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 おらず、なお従前の例による。

省令第三八号) (平成二四年三月二八日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 (経過措置) 平成二十四年四月一日 から

第二条 平成二十四年三月以前の月分のハンセン 額については、 (次項において「非入所者給与金」という。) の 項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金 病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二 なお従前の例による。

> かわらず、 令による改正後の促進法規則第七条の規定にか 省令第一三五号) なお従前の例による。 (平成二四年九月二八日厚生労働

この省令は、平成二十四年十月一日から施行

(平成二六年三月三一日厚生労働

附 省令第四七号)

第一条 この省令は、 施行する。 (施行期日)

平成二十六年四月一日から

病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年第二条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン 法律第八十二号)第十五条第二項に規定するハ 「非入所者給与金」という。)の額については、ンセン病療養所非入所者給与金(次項において

2 令による改正後の促進法規則第七条の規定にか 条第一項ただし書の規定による非入所者給与金 行規則(以下「促進法規則」という。)第十三 なお従前の例による。 の支給の停止に係る非入所者給与金の月額につ かわらず、なお従前の例による。 いては、平成二十六年七月までの間は、この省 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

省令第八四号) 則 (平成二七年四月一〇日厚生労働

(施行期日)

|第一条 この省令は、平成二十七年四月一日 施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十七年三月以前の月分のハンセン 額については、なお従前の例による。 (次項において「非入所者給与金」という。)の項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金 病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二

2 令による改正後の促進法規則第七条の規定にか 条第一項ただし書の規定による非入所者給与金 の支給の停止に係る非入所者給与金の月額につ 行規則(以下「促進法規則」という。)第十三 いては、平成二十七年七月までの間は、この省 かわらず、 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 なお従前の例による。

省令第一一九号) 則 (平成二七年六月二九日厚生労働

(施行期日)

条第一項ただし書の規定による非入所者給与金

の支給の停止に係る非入所者給与金の月額につ いては、平成二十四年七月までの間は、この省 第一条 この省令は、 施行する。 平成二十七年十月一日から

第二条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法 らず、法第十五条第二項の特定配偶者等とす のあるものについては、第七条の規定にかかわ 係と同様の事情にある者を含む。)及び一親等 者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関 給を受けていた退所者で改正法の施行前に死亡 条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支 正後の法第十五条第二項の規定が適用される同 う。) 附則第二条の規定により改正法による改 律の一部を改正する法律(以下「改正法」と の尊属のうち当該退所者に扶養されていたこと したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶

2 第一条第二項に規定する加算を受けていた期間 正前の第一条第二項に規定する加算の対象とな れていた事実を証明する書類」とする。 において請求者が死亡した認定退所者に扶養さ のは、「掲げる書類及び死亡した認定退所者が 適用については、同項中「掲げる書類」とある けようとする場合における同条第二項の規定の っていなかったものが第九条第一項の認定を受 前項に規定する者のうち、この省令による改

省令第三七号) 則 (平成二八年三月二四日厚生労働

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

省令第七〇号) 附 則 (平成二八年三月三一日厚生労働

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十八年四月一日 いから

|第二条 平成二十八年三月以前の月分のハンセン 額については、なお従前の例による。 項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金 病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三 (次項において「非入所者給与金」という。) の

金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額に 行規則(以下「促進法規則」という。)第二十 一条第一項ただし書の規定による非入所者給与 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

にかかわらず、なお従前の例による。 省令による改正後の促進法規則第十五条の規定 ついては、平成二十八年七月までの間は、この

省令第一〇一号) (平成二八年五月二三日厚生労働 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十八年六月一日から施行

働省令第一七四号) 則 (平成二八年一二月一四日厚生労

この省令は、平成二十九年一月一日から施行

省令第三六号) 則 (平成二九年三月三一日厚生労働

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から (施行期日)

(経過措置)

第二条 平成二十九年三月以前の月分のハンセン なお従前の例による。 法律第八十二号)第十五条第三項に規定するハ 病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年 ンセン病療養所非入所者給与金(次項において 「非入所者給与金」という。)の額については、 2

にかかわらず、なお従前の例による。 省令による改正後の促進法規則第十五条の規定 ついては、平成二十九年七月までの間は、この 金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額に 行規則(以下「促進法規則」という。)第二十 一条第一項ただし書の規定による非入所者給与 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 3

省令第五三号) (平成三〇年三月三〇日厚生労働

(施行期日)

この省令は、平成三十年四月一日から施行す

(経過措置)

病療養所非入所者給与金(次項において「非入 従前の例による。 所者給与金」という。)の額については、なお 八十二号)第十五条第三項に規定するハンセン の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第 平成三十年三月以前の月分のハンセン病問題 2

3 与金の月額については、平成三十年七月までの 非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給 行規則第二十一条第一項ただし書の規定による ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 3

の規定にかかわらず、なお従前の例による。 間は、この省令による改正後の同規則第十五条

省令第九四号) 則 (平成三〇年七月三〇日厚生労働

この省令は、 平成三十年八月一日から施行す

2

三号(同令第十三条第三項において適用する場 給の制限については、なお従前の例による。 月分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の 決の促進に関する法律施行規則第五条第三項第 支給の制限について適用し、同年七月以前の月 合を含む。)の規定は、平成三十年八月以後の 分の退所者給与金及び特定配偶者等支援金の支 この省令による改正後のハンセン病問題の解 第

省令第五二号) (平成三一年三月二九日厚生労働

(施行期日)

する。 この省令は、平成三十一年四月一日から施行

(経過措置)

お従前の例による。 第八十二号)第十五条第三項に規定するハンセ 入所者給与金」という。)の額については、な ン病療養所非入所者給与金(次項において「非 題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律 平成三十一年三月以前の月分のハンセン病問

の間は、この省令による改正後の同規則第十五 与金の月額については、平成三十一年七月まで 非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給 行規則第二十一条第一項ただし書の規定による 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 2 1

令第六七号) (令和二年三月三一日厚生労働省

(施行期日)

1 この省令は、 る。 令和二年四月一日から施行す

(経過措置)

前の例による。 者給与金」という。)の額については、なお従 十二号)第十五条第三項に規定するハンセン病 解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八 療養所非入所者給与金(次項において「非入所 令和二年三月以前の月分のハンセン病問題の

行規則(以下この項において「規則」という。) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

(施行期日)

月額については、令和二年七月までの間は、こ 者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の 第二十一条第一項ただし書の規定による非入所 かわらず、なお従前の例による。 省令による改正後の規則第十五条の規定にか

省令第二〇八号) (令和二年一二月二五日厚生労働

(施行期日)

一条 この省令は、公布の日から施行する。 省令第二一二号) (令和二年一二月二八日厚生労働 抄

3

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行 する。

行規則の一部改正に伴う経過措置) (ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

第八条 第八条の規定による改正後のハンセン病 第三項において適用する場合を含む。)の規定 第三項柱書、第三号及び第四号(同令第十三条 用し、同年七月以前の月分の当該支給の制限に 問題の解決の促進に関する法律施行規則第五条 び特定配偶者等支援金の支給の制限について適 は、令和三年八月以後の月分の退所者給与金及 ついては、なお従前の例による。

附 則 (令和四年三月三一日厚生労働省 令第五七号)

(施行期日)

る。 この省令は、令和四年四月一日から施行す

(経過措置)

療養所非入所者給与金(次項において「非入所 解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八 前の例による。 者給与金」という。)の額については、 十二号)第十五条第三項に規定するハンセン病 令和四年三月以前の月分のハンセン病問題 なお従

3 第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によ 月額については、令和四年七月までの間は、こ 者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の の省令による改正後の規則第十五条第一項及び 第二十一条第一項ただし書の規定による非入所 行規則 (以下この項において「規則」という。) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

令第五六号) (令和五年三月三一日厚生労働省

1 この省令は、 令和五年四月一日から施行す

2 いては、なお従前の例による。 おいて「非入所者給与金」という。)の額につ 解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定 するハンセン病療養所非入所者給与金 令和五年三月以前の月分のハンセン病問題 一(次項に

第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によ 月額については、令和五年七月までの間は、こ 者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の 第二十一条第一項ただし書の規定による非入所 行規則(以下この項において「規則」という。) の省令による改正後の規則第十五条第一項及び ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施

令第四九号) 則 (令和六年三月二六日厚生労働省

(施行期日)

附

1

この省令は、 令和六年四月一日 から施行す

(経過措置)

2 いては、なお従前の例による。 おいて「非入所者給与金」という。)の額につ 解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定 するハンセン病療養所非入所者給与金(次項に 令和六年三月以前の月分のハンセン病問題

3 第二項の規定にかかわらず、 月額については、令和六年七月までの間は、こ 者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の 第二十一条第一項ただし書の規定による非入所 行規則(以下この項において「規則」という。) の省令による改正後の規則第十五条第一項及び ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施 なお従前の例によ